

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二七）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境一六）

### 〔告 示〕

- 保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁二七〇二九）
- 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（総務二五六）
- 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二五七）
- 東経百十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（同二五八）
- 除籍の一部が滅失した件（法務三二六）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用再生医療等製品を指定した件（厚生労働二五六）
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産一三二二一）
- 地すべり防止区域を指定する件（同二二二）
- 地すべり防止区域を追加指定する件（同二二二）
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八三〇、八三一）
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八三二）
- 道路に関する件（東北地方整備局一五四〇一五六）
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二二〇〇）
- 道路に関する件（同二二二、二二三）
- 洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定められた件（北陸地方整備局六一〇六四）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（東京都公安委二一九）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委一七八）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（沖縄県公安委九六）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

### 財務省

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
- 産 業
- 日本工業規格（経済産業省）
- 勞 働
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

- 司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

○金融庁告示第二十九号
エイチディーアイ・グローバル・エスシーより
保険業法(平成七年法律第百五号)第二百九条の
規定による届出(同法第百八十七条第一項第四号
に掲げる日本における主たる店舗の変更)があつ
たので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、
次のとおり告示する。
平成二十八年六月二十日
金融庁長官 森 信親

日本における主たる 東京都千代田区神田錦町三三
目二十二番地 テラススクエ
ア

○総務省告示第二五十六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会
規則第十四号)第三十三条第六号(5)及び第八号の
規定に基づき、平成二十年郵政省告示第二百四十号
(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定め
る件)の一部を次のように改める。
平成二十八年六月二十日
総務大臣 山本 早苗

第一項に次の一号を加える。
6 施行規則第三十三条第六号(1)から(5)までに
掲げる無線局であつて、無線設備規則の一部
を改正する省令(平成十七年総務省令第百十
九号。以下「平成十七年改正省令」という。)
による改正前の設備規則の規定に適合するこ
とにより表示が付された無線設備(平成十七
年改正省令による改正後の設備規則の規定に
適合したものに限る)のみを使用するもの。
第三項第六号(3)中「であつて、法第四条第一項
第二号の適合表示無線設備であるもの」を「法
第四条第一項第二号の適合表示無線設備であつ
て」に改め、同号に次のように加える。

(四) 平成十七年改正省令による改正前の設備
規則の規定に適合することにより表示が付
された(3)のレターであつて、平成十七年
改正省令による改正後の設備規則の規定に
適合したもの(電波の質に影響を及ぼす外
部の転換装置のないものに限る)。

○総務省告示第二五十七号
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会
規則第十四号)第三十四条の六第一号の規定に基
づき、平成二十一年総務省告示第百七十一号(小
規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣
が別に告示する無線設備を定める件)の一部を次
のように改める。
平成二十八年六月二十日
総務大臣 山本 早苗

第一項中「適合表示無線設備」の下に「法第四
条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下
同じ。」を加える。
第十四項の次に次の一項を加える。
十五 無線設備規則の一部を改正する省令(平成
十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年
改正省令」という。)による改正前の設備規則の
規定に適合する無線設備であつて、平成十七年
改正省令による改正後の設備規則の規定に適合
するもの。

○総務省告示第二五十八号
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六
条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無
線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。
平成二十八年六月二十日
総務大臣 山本 早苗

一 申請期間
平成二十八年六月二十一日(火)八時三十分
から同年七月二十一日(木)十七時までの間
二 無線局の無線設備の設置場所とすることがで
きる区域の範囲
対地静止衛星軌道 東経百十度±0.一度
使用する周波数
一・二・GHzを超え一・七五GHz以下
三 使用される周波数
一・二・GHzを超え一・七五GHz以下
四 その他免許の申請に資する事項
同一軌道位置において、既に免許を受け運用
している人工衛星局が存在することから、三に
規定する周波数の電波の一部につき、使用でき
ないことがある。

五 申請書の提出場所
申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖
縄総合通信事務所
六 問い合わせ先
総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課
衛星事業係 電話03(五二五三)五八一六
○法務省告示第三百二十六号
新潟県佐渡市役所保存の次の除籍の一部が滅失
した。
平成二十八年六月二十日
法務大臣 岩城 光英

新潟県佐渡郡外海府村大字大倉百四十八番地
菊池 定光

○厚生労働省告示第二五十六号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十
五号)第七十七条の第二項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定した
ので、同条第二項の規定により公示する。
平成二十八年六月二十日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

再生医療等製品の
名称 再生医療等製品の
名称
CD19陽性B細胞性急性リンパ芽球
性白血病、CD19陽性びまん性大細
胞型B細胞リンパ腫、CD19陽性細
胞性リンパ腫
厚生労働大臣 塩崎 恭久
申請者の氏名又は名称 指定年月日
及び住所
ノバルティスファーマ 平成二十八年
株式会社 五月二十五日
東京都港区虎ノ門一丁
目二十三番一号

○農林水産省告示第千三百二十一号
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組
合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成十四
年政令第四十五号)第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二
十五号(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員
共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五
条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件)の一部を次のように改正する。
平成二十八年六月二十日
農林水産大臣 森山 裕

第五十号中「郡山田村農業共済組合」を「旧郡山田村農業共済組合」に、平成十五年三月を「平
成十五年三月」平成二十八年三月に改める。
第三百五十八号中「若柳川南戸ノ西四番地」を「金成沢辺町沖二百五番地」に改める。
第四百四十三号中「南区東九条西山王町一番地」を「中京区押小路通鳥丸東入西押小路町百十五番
一」に改める。
第四百五十五号中「風間千八百八十一番地の二」を「大字風間千八百八十三番地の五」に改める。
第四百八十九号の次に次の五十三号を加える。
第四百九十 井田川水系土地改良区 富山県富山市八尾町梅苑町一丁目九十五番地一 平成二十八年二
月
第四百九十一 一般社団法人北海道農業会議 北海道札幌市中央区北五条西六丁目一番二二三北海道通
信ビル五階 平成二十八年四月
第四百九十二 一般社団法人青森県農業会議 青森県青森市本町二丁目六番十九号 平成二十八年四月
第四百九十三 一般社団法人岩手県農業会議 岩手県盛岡市菜園一丁目四番十号 平成二十八年四月
第四百九十四 一般社団法人宮城県農業会議 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号 平成二十八
年四月

四百九十五 一般社団法人秋田県農業会議 秋田県秋田市山王四丁目一番二番二番 平成二十八年四月
四百九十六 一般社団法人山形県農業会議 山形県山形市緑町一丁目九番三十号 平成二十八年四月
四百九十七 福島県農業共済組合 福島県福島市栄町六番六号NBFユニックスビル六F 平成二十
八年四月
四百九十八 一般社団法人福島県農業会議 福島県福島市中町八番二番二番 平成二十八年四月
四百九十九 一般社団法人茨城県農業会議 茨城県水戸市笠原町九百七十八番二十六 平成二十八
年四月

五百 一般社団法人栃木県農業会議 栃木県宇都宮市一の沢二丁目二番十三号 平成二十八年四月
五百一 一般社団法人群馬県農業会議 群馬県前橋市大渡町一丁目十番七号 平成二十八年四月
五百二 一般社団法人埼玉県農業会議 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号 平成二十八
年四月
五百三 一般社団法人千葉県農業会議 千葉県千葉市中央区市場町一番一号 平成二十八年四月
五百四 一般社団法人東京都農業会議 東京都立川市柴崎町三丁目五番二十四号 平成二十八年四月

新潟県佐渡郡外海府村大字大倉百四十八番地
菊池 定光